

令和4年9月7日

令和4年度第1回

塩竈市入札監視委員会会議録

塩竈市総務部管財契約課

塩竈市入札監視委員会会議録

令和4年9月7日（水曜日）午後3時05分 開会

---

出席委員（4名）

浦井義光委員長  
赤石雅英委員（委員長職務代理）  
品田誠司委員  
鈴木光晴委員

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した者

産業建設部土木課  
上下水道部業務課  
上下水道部上水道課  
上下水道部下水道課  
市民生活部環境課  
教育部教育総務課  
市立病院事務部業務課  
市立病院事務部医事課

各課（係）長

---

事務局出席者

総務部長  
総務部管財契約課長  
総務部管財契約課契約係長

---

1. 開会あいさつ

塩竈市長 佐藤 光 樹

2. 委員長の選任

3. 委員長職務代理の指名

4. 抽出事案の説明

5. 議題

抽出事案の審議

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ①2-道メ・補 塩釜陸橋補修工事      | 【産業建設部土木課】   |
| ②水道部庁舎復旧工事            | 【上下水道部業務課】   |
| ③R3-補 宅内貯留施設設置工事      | 【上下水道部下水道課】  |
| ④R3-補 宅内貯留施設設置工事その2   | 【上下水道部下水道課】  |
| ⑤令和4年度 清掃工場施設運転管理業務委託 | 【市民生活部環境課】   |
| ⑥玉川小学校給食運搬業務委託        | 【教育部教育総務課】   |
| ⑦医事業務等委託              | 【市立病院事務部業務課】 |

---

これより塩竈市情報公開条例第10条に規定する情報を取り扱うため、発言委員名及び企業名は伏せて公開

○委員長 本日の流れでございますが、まず初めに工事請負契約4件を審議、その後、休憩を挟みまして、引き続き業務委託契約3件の審議を行いたいと思います。

まず初めに、「2-道メ・補 塩釜陸橋補修工事」について、事務局より説明をお願いいたします。

○土木課 よろしくお願いたします。

審議案件の1番について説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開きください。

こちらに工事の概要を記載させていただいております。

1番、(1) 工事名は「2-道メ・補 塩釜陸橋補修工事」でございます。

(2) 工事の場所は、塩竈市南錦町地内。右に位置図を示しておりますが、東北本線塩釜駅付近にあります国道45号線から錦町に抜ける幹線道路に架かる橋梁でございます。

(3) 工事の目的でございます。昭和48年に竣工している橋梁でございます。建設後、間もなく50年近くになるという、橋梁部の劣化ですとか損傷箇所を補修し、機能の回復を図ることを目的としております。

(4) 工事の内容は、こちらに記載のとおりでございます。全長183.37メートル。

内容としましては、老朽化による支承の防錆工、ひび割れした箇所の補修、橋梁箇所の塗替塗装工となっております。また、補修作業に関わる足場工の設置が今回の主な工事の内容となっております。

(5) 工期につきましては、令和3年6月16日から、令和4年に変更いたしまして3月18日が竣工となっております。

変更の内容をご指摘いただいておりますので、変更の理由についてご説明させていただきます。

委託時の調査方法と発注時の調査方法の違いが大きございます。委託時の調査は、高所作業車、はしご車にゴンドラがついてるようなものをイメージしていただきたいんですが、そういったものを使用して調査をしております。

調査内容は、目視を主に調査・点検を実施しております。また、打音により発生した音によって状況の把握をしております。このことから、委託時には高所作業車により目の届く範囲、手の届く範囲が調査範囲となっております。

施工時には、足場を橋梁全体に設置することで、橋梁全体を確認することができるということがございまして、委託時よりも広範囲に調査・点検が可能となり、工事実施時には、新たな損傷箇所を確認することができたというところが数量の増えた結果となっております。

さらに、施工時には高圧洗浄車による清掃をかけることで表面がきれいになり、新たに補修箇所が確認できるということがありまして、そういった部分、委託と施工時に違いがあったものという部分に変更の内容となっております。

土木課からは、以上、工事に関する説明でございます。よろしくお願いたします。

○事務局 続きまして、契約のほうから契約の概要を説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

本工事につきましては、本市の運用といたしまして、設計金額が今回3,000万円以上を超えていますことから、発注方法といたしましては一般競争入札を適用させていただいております。

2 資格要件等といたしまして、今回の資格要件の条件といたしまして、営業所を宮城県内に有していること。鋼構造物工事業に関する建設業の許可を受けていること。経営規模等評価結果通知総合評定値で鋼橋上部の評価点が800点以上であること。こちらで大体120者を想定しております。今回の鋼橋上部800点ということなんですけれども、本市に鋼橋上部のランク付がないので、県に準じた形での発注をさせていただいております。

入札日が、令和3年6月7日ございました。

落札金額が、税抜きで1億1,000円。落札率が96.81%。

契約の相手方といたしましては、A社となっております。

なお、契約の入札の経過といたしましては、4ページの右側中段に、入札の経過ということで載せております。今回、A社1者のみの参加ということで、入札回数は3回まで行って落札というような状況になっております。

続きまして、先ほどの抽出理由です。何で1者になったのかという理由でございます。こちらにつきましては、本事案につきましては一般競争入札を行っております。また、本来、品質を確保するために通常であれば施工実績等々求めるのが通常なんですけれども、今回、広

く入札参加を募るために、特に施工実績は求めておりませんでした。

それにもかかわらず、今回、結果的に1者入札という形になってしまったんですけれども、こちらの考えといたしましては、今回、各業者さんの手持ち工事等との関係によりまして、なかなかこちらの工事まで手が回らなかった状況ではないかということで分析をいたしておりました。

私からは以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

○委員 工事内容が変更になっていますよね。金額とか面積とかも変わったということなので、それについては、事前の状況と、もっと詳しく調べたらもっと広がったというお話だったかと思うんですが、そういった工事内容が変更になった場合、別に発注とするのか、それとも契約変更で対応するのかというのは、何か基準とか、金額の基準、あるいは何かそういったものの基準というものはお持ちでしょうか。

○土木課 増額の基準としましては30%、請負金額の30%を超えるときは別発注でというところが市で決まっております。

今回の場合は30%に満たないというところでしたので、変更契約ということにさせていただきます。

○委員 ありがとうございます。

工期等についてもどうですか、何かございますか。

○土木課 工期に関しては、特にそういったことはございません。

○委員 ありがとうございます。

○委員 契約そのものというよりも、この陸橋ですか、ちょっとお尋ねしたいんですが、48年経過しているということで、これは従来からちょっとずつ常に補修してきたもので、今回その一環ということなのか、あるいは今後も、例えば、修繕計画みたいなものがあるのか。そういった部分の全体の枠組みとしてはどういうふうになっているのでしょうか。

○土木課 こちらにつきましては、長寿命化計画というものを策定いたしております。その中で、これまでは事後保全ということで、壊れたものに対して直していくというような考え方の中でやってきましたが、この長寿命化計画を立てることで、大きく壊れる前にちょっとずつ補修しながら延命していきましようという中の今回の工事でございます。

○委員 ちょっと契約制度ということではないのかもしれないんですけども、現道を多分これは通しながらの作業という形なんです、工事のほうは。そういった施工のやりにくさというか、ちょっと大変だというふうなこともあって、先ほどお話のあった、手持ち業務がそのほかにもあって1者応札の理由になったということと併せて、そういったことも何となく影響しているのかなというふうな気もしながら見てはいたんですが、現道対策とかで、現場上進めるのに大変だったこととか、その辺はどんな感じだったでしょうか。参考までに。

○土木課 こちらは交通量が非常に多い橋梁でございましたので、通行させながら作業というところに一番気を遣いながら施工させていただいております。

○委員 変更理由ですが、ちょっと日数がかかるところに、町内会の調整とか、桁下の部分のというような話とかも触れられているんですけども、その辺は1回、2回、そういった調整をさせていただければ大丈夫だったというふうな、そんな理解でよかったですか。

○土木課 はい。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 その他ありますか。

○委員 もう1点、結果的に1者入札で決まってしまったと。ですから、1者入札の場合には競争が確保されていないのではないかという懸念がどうしてもございます。その場合に、じゃあなぜ1者入札となってしまったのか、そして、じゃあどうすれば1者入札にならないかという検討をしていただけるといいかなというふうに思うんです。

具体的には、候補としては、他の一応120者ぐらい当てがあるということですから、そのうちの何者かに電話によるヒアリングで、どうして応札してくれなかったのかという理由を確認する。それから、それに当たって、工期の問題であるとするれば、いつの工期であったらば応札、入札に応じたのかということとかですね。形式的に一般競争でやっているんだから何が悪いんだと。すみません、言葉が悪くて。そういうような感じでは、やっぱり競争性の確保というものは達成できないと思います。いろいろな事情がおりかと思っておりますけれども、やはり1者応札についてはそのようなフォローアップで、今回はしようがないけれども、次の、毎年毎年やるわけですから、今度は1者応札になった場合には、何で応札してくんねえのというのをほかの業者さんたちとコミュニケーションを取りながら、円滑などといいますか、競争入札が確保できるような体制を準備してほしいなというふうに考えます。

○事務局 お答えいたします。

ただいま委員から、競争性がないということでご意見を頂戴しておりました。本市としましても、一般競争入札ということで広く業者を募って、なおかつ、あまり制限を、施工条件、過去の実績とかを入れないということで、なるべく参入しやすいような条件設定をしたところではありますが、結果として1者しか来なかったと。ここはあくまで競争性が働いていないということで受けとめるべきだと考えております。

具体的になぜ参入されないのか。工期の問題ですとか、例えば発注時期の問題、もしくは工事の規模の問題というのもひょっとしたらあろうかと思えます。そういったものにつきましては、今回発注しております鋼構造物工というものについては、塩竈市の業者ではなかなかできる業者さんというのが限られておりますので、どうしても市外業者の方にも参入をいただきますと、競争性が働かないということになります。

建設業協会ですとか、もしそういったところとも意見交換ができる機会がございましたら、いかにしたら参入が可能なのかというようなご意見というのもいただいきたいと考えております。

以上です。

○委員長 それでは、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

続いて、「水道部庁舎復旧工事」について、お願いいたします。

担当課からご説明をお願いいたします。

○上下水道部上水道課 どうぞよろしく申し上げます。

それでは、審議の2番目ということで、「水道部庁舎復旧工事」についてご説明申し上げます。

資料の1ページをお開き願います。

こちらに概要を示させていただきます。

(1) 工事名でございますが、先ほど申したように「水道部庁舎復旧工事」でございます。

次に、(2) 工事場所でございますが、塩竈市新富町21-23ということで、右側に図面を載せておきました。赤で示しているところが塩竈市の水道部庁舎でございます、北西側の太い道路が国道45号線で、北側、上のほうが松島方面、下の方が仙台方面でございます、水道部庁舎の国道向かいに岩手銀行さんがあるというような位置づけとなっております。

次に、左側にお戻り願いまして、(3) 工事目的でございますが、令和3年2月に発生した地震に伴う破損箇所を復旧するものでございます。

(4) 工期でございますが、令和3年8月11日から令和3年10月15日までとなっております。

(5) 工事概要でございます。

庇破風補修ということで、庁舎の東側の庇の補修になっています。

次に、外壁クラック補修ということで、南東部の部分の補修となっております、資料の中央側に外壁クラックの補修ということで図面と写真を掲載させていただいております。こちらでお示ししておりますとおり、青の線、ちょっと線は細いんですけども、こちらがクラックでございます。あと、赤の部分が幅20ミリのクラックでございます。こちらの場所について補修を行っているところでございます。

次に、左側にお戻り願ひまして、主玄関廻りタイル補修でございます、国道側のお客様が出入りする入り口のタイル補修となっております。

次に、内部クラック補修ということで、先ほど外壁クラックの補修の、こちらの1階部分の内側でございますが、こちらのクラック補修でございます。

最後に、書庫床補強ということで、2階の書庫の床の補強のために、1階部分の男子更衣室、女子更衣室の部分に梁サポートを天井部で設置して補強するものでございまして、下のほうに断面図を載せておりますが、赤の3本の開口サポートで補強となっているところでございます。

工事概要については以上でございます。

○上下水道部業務課 続きまして、契約担当課の上下水道部業務課から説明いたします。

資料中、2ページをお開きいただければと思います。

審議事案説明書という部分でご説明申し上げたいと思っております。

まず、発注方法につきましては指名競争入札となっております。

事業概要につきましては、先ほど申し上げましたので割愛させていただきます。

資格要件等につきましては、発注基準等級を建築一式工事Bランク、指名業者数は9者で入札参加者数は1者でございました。

指名の理由としましては、本市の指名登録業者のうち、建築一式工事に業種登録しているもののうち、市内に営業所等を有しているB等級の9者を指名しました。

手続の経過につきましては、指名通知日が令和3年7月28日、入札日が令和3年8月6日です。契約日につきましては、令和3年8月11日です。

金額につきましては、予定価格を申し上げますと252万7,800円、契約金額は、下から2番目

になります。250万8,000円。落札率につきましては99.22%。

契約の相手方につきましては、B社。

事業所管につきましては、上下水道部業務課となっております。

その他参考となる事項につきましては、1者のみの入札参加となりました。3回とも予定価格を上回ったため、不落随意契約に移行し、1回目の見積徴収で落札としております。

参加した業者につきましては、同じ資料の4ページをめくっていただきますと、工事契約台帳というものが添付されていると思います。その右側でございます。1回目につきましては、C社が辞退札を入れております。それで、B社が応札と。その後、3回まで入札を行いましたが、不調という形で、その後、不落随意契約に移行したという形になっております。

以上が、契約関係の中身になっておりますが、前段、お話しさせていただいておりました審議事案抽出事業の中でも、この事業につきましては①1者入札となった要因を確認したい。あと、③の高落札率となった要因を確認したい。あと、⑤不落随意契約になった経緯を確認したいということで3点お話をさせていただいておりましたので、ここにつきまして、この場をお借りしましてご説明申し上げたいと思います。

1つ目の1者入札となった要因という部分でございますが、これは昨年の令和3年になりますが、2月13日に、福島県沖地震で塩竈が震度5強となっております。その際に、水道部庁舎が被災をしましたが、この際、多くの公共施設、また民家等も被災したところという状況となっておりますので、発注方法は指名競争入札により9者指名しておりましたが、市内の建築物等の修繕により建築業者が繁忙期になっているタイミングだったと考えました。

入札当日に参加されたのは2者ということで、そのうち1者が辞退札提出となってしまったということで、応札した業者は1者になったという状況だと想定しております。

また、③の高落札率となった要因という部分でのお話でございますが、高落札率となった要因としましては3点ほど考えております。1つ目が、積算資料を詳細に公表していること等により、業者は適正な工事費を算出できると考えております。2つ目が、新型コロナウイルス感染症により資材高騰や納期の遅れが生じて、工事費が急加速で高騰していることも考えられると思っております。3点目は、それらの状況を踏まえた入札額となり、3回目で予定価格以内にはならなかったと。不落随意契約で予定価格以内となった経過があるため、高落札率になったと考えております。

3つ目ですが、⑤不落随契となった経緯ということでございますが、本工事の目的は、地震

によって被災した庁舎という部分でございましたので、なるべく早く復旧するということを目指しておりました。そこで、不落随契の入札に業者が応じたことから、4回目を継続して行ったという形になっております。

以上、ご説明申し上げました。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

○委員 工事概要を見ると、非常に何か難しい工事というわけではないようにも思えるのですが、これを指名競争入札にしたという理由は何でございましょう。

○上下水道部業務課 地震発生の際に、まちづくりの見地から建築専門委員に確認した結果、庁舎を継続利用するのに必要な修繕箇所を抽出して実施した内容ということですので、建築で登録されているところというところで、指名という形で考えておりました。

○委員 そうすると、建築屋さんを選んだら9者になったと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○上下水道部業務課 指名登録されている分で9者ということで抽出しています。

あとBランク等、本市の指名登録業者であり、市内に営業所等を有していて、建築一式工事Bランクで登録があることという中で、対象が9者ということで出ておりましたので、そちらで指名しております。

○委員長 ほかにありますか。

○委員 これも要は1者入札で、お話を聞くと、3回札を入れたけれども折り合わなくて、1者だから、そうすると、もうあうんの呼吸でこのぐらいじゃないかと、見積りを見れば向こうの見積書はかなり高いのでね、当初はね。一番最初の入札価格の見積書がありますけれども。大体は、最近では管理者不足でちょっと手が回らないんだといったような。

それで、要は1者入札の場合には、まずは複数入札になるような努力を私は個人的にしてほしかったと思います。

市町村の公共事業というのは、値段が安くて競争性が確保されていればそれでいいというわけではないんです。もう一つ重要なのが、市内業者の保護ということも非常に重要です。例えば地震とか津波とか発生したときに、遠い仙台とか、ほかからすぐ復旧工事なんかに来てくれるわけではないので、そのときに市内に業者さんが、有力業者が残っていなければ、素早い公共工事、復旧工事ができないわけです。そういう意味では、市としては、ある一定の工事

については市内業者に限定した指名競争入札をやるというのは合理的理由があるんです。ただ、その場合でも、じゃあ1者入札、1者しか応じてないのに指名にこだわるのが合理的かというふうに考えていただきたいんですよね。だから、私の中では、指名で1者しか来ないんだったら、だったらもう次は一般競争入札でもう少し範囲を広げてみましようかと。そのところで、一般競争入札で、じゃあ2者来れば、2者とか3者が来れば、それで競争が確保されるので、もうそれは市内業者さんの事情ですから、仕事が間に合っているということだから、要は市内業者の保護という観点の指名競争入札の理由、これは必要ないわけですよね。すみません、考え方によってはですけども。

ですから、そこで柔軟に考えて、競争性の確保というのを最重点の入札の課題としてほしい。いや、すべきでないかというふうには考えるんですね。ですので、このケースの場合だと、何で一般競争入札にしなかったのか、指名にこだわって、1回目で一般競争入札に持っていかなかったのかなという、ちょっとそういった疑問が私の中ではありました。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

これで水道部庁舎復旧工事の質疑を終わります。

続いて、「R3-補 宅内貯留施設設置工事」及び「R3-補 宅内貯留施設設置工事その2」については、同種案件ですので、一括して説明をお願いいたします。

○上下水道部下水道課 下水道課です。よろしく願いいたします。

まず、宅内貯留施設という部分につきましてご説明したいと思います。

宅内貯留施設と申しますのは、個人の敷地内に降った雨を一時的に貯留しまして、そちらを下流側に少しずつ流すというための施設でございます。その施設につきましては、日常の利用に支障のない庭の一部や駐車場の地下を利用して貯留していくという形を取っております。雨が強くなると貯留が始まり、下流側は少しずつ自然に排水するというような仕組みを取っております。

こちらの宅内貯留という事業の始まりなんですけれども、本市では平成2年秋に3回の大きな水害を経験しております。その原因としては、高台地区の都市化とか、地形的な特徴ということがあったものと思われまして。そのことから、水路の整備であるとかポンプ場の整備など、今までやってきました速やかに流すという従来の対策だけでは大雨被害を防ぐことはで

きないということで考えられたものが一時的にためるという宅内貯留施設ということになります。また、この貯留施設につきましては、公共用地であるとか、例えば、学校の校庭、公園、市営住宅の棟々の間にもためているというような状況となります。

こちらの宅内貯留ですけれども、平成4年度から、試験施工2か所から始まりまして、令和3年度までに765件の件数を施工しております。貯留量、総量で約7,000トンということになっております。

それでは、宅内貯留施設設置工事につきまして説明したいと思います。

まず、件名でございますけれども、「R3-補 宅内貯留施設設置工事」ということとなります。

こちらにつきましては、工事名は(1)のと通りの工事として、塩竈市の袖野田地内ということになります。

(3) 工事内容、貯留施設という形になります。

(4) の施設の概要の欄の3でございます。こちらに貯留量というものがございます。V=10.5m<sup>3</sup>という形で、こちらが貯留量という形になります。

図面の下のほうに写真が載っております。ちょうど真ん中の写真でございます。黒い箱みたいな塊がありますけれども、簡単に申しますと、ビールケースを反対にしたようなものでございます。こちらを掘削したところに積み上げていって、こちらの空隙、隙間を利用して水をためているという施設でございます。それで、最終的に上に舗装をかけるということになります。

続きまして、「R3-補 宅内貯留施設設置工事その2」でございます。

こちらも工事内容はほぼ同じでございます。ただ、土地の敷地面積であるとか、そういったことが違いますので、工事概要にあります(4)の施設概要で3. 貯留量が、こちらはV=8.3m<sup>3</sup>という形で、貯留はおのおの敷地面積とか状況によって違うという形になります。

こちらの工事につきまして、2つとも工事の変更をしております。

まず、「R3-補 宅内貯留施設設置工事」の工事でございますけれども、やはり、地権者、土地の所有者との協議・調整が必要となってくる工事でございますので、こちらに伴いまして、数量等を精査して変更しております。

「R3-補 宅内貯留施設設置工事その2」も変更しております。こちらも現地確認をしたところ、雨水ますの数量の変更であるとか土留めの追加、こちらは掘削の影響に伴いまして、

林地の崩壊が懸念されるということで、ブロック積みを一部追加しております。さらに、舗装工の増嵩ということで、過年度施工と現場のアスファルト舗装も施工しております。そういったことに伴いまして、こちらは変更が生じたという形になります。

最後に、発注工法の妥当性ということでございます。

まずは分割という形でございますけれども、こちらにつきましては、市民の敷地内での工事ということで、工事の段取りであるとか進め方、日程調整などが1件1件必要だということから、さらに工事内容が小規模であるということから分割をして発注しておるといような状況でございます。

今回の現場間の距離ですけれども、直線で約550メートルほどという距離でございます。

○事務局 続きまして、契約担当から契約の概要についてご説明させていただきます。

今回の発注、2ページをご覧ください。

今回の発注方法といたしましては、当初、指名競争入札ということで発注いたしました。しかし、こちらは3回入札しても不調ということで、結果的には不落随意契約という形で契約を締結させていただいております。

本市の今回の発注基準といたしましては、設計価格が400万円程度でしたので、本市の建設工事の競争入札参加を定める基準に準じまして、1,000万円未満については土木Cランクということでしたので、それに準じまして、市内業者7者を指名しております。うち、結果、入札参加が2者という状況でございました。こちらの入札日が令和3年9月22日でございました。落札価格につきましては、税抜きで340万円、落札率にいたしまして97.37%。落札の相手方といたしまして、D社ということになっております。

その他参考ということで、最初は2者が入札に参加していただいたんですけれども、1者が1回目で最低制限価格を下回ったため失格となっております。1者のみになりまして、2回、3回ともに予定価格を上回ったため、最終的に不落随契で協議いたしまして1者のこちらで落札ということになっております。

続きまして、同種案件ですので、宅内設置工事その2を併せて、概要の説明をさせていただきます。

こちら先ほどとほとんど同じ内容ですので、違う点だけちょっと説明させていただきます。

発注方法等につきましては、先ほどと全く同じでございます。入札日も同じです。違うのは落札価格ということで、今回、落札価格が180万円、落札率にいたしまして99.67%。こちら

の契約の相手方も、先ほどと同様、D社となっております。

その他参考となる事項ということで、先ほどは2者だったんですけれども、こちらは1者のみの入札参加になっておりました。こちら3回とも予定価格を上回ったため、結果的に不落随契に移行しまして協議した結果、こちら契約締結となっております。

こちらにつきまして、委員からご指摘いただいた内容でございます。

まず初めに1点目、1者入札となった理由でございます。こちらは金額が少額の工事ということもありますし、利益がそもそもあまり見込めないということで、人気のある工事ではもともとないのかなというところと、今回この宅内貯留施設設置工事につきましては、我々は市内のCランク業者で発注したんですけれども、実際は2者程度しか業務の実績というか受注実績がなかったので、そもそもとして参加する業者が少なかったのかなというのが一因であると考えております。

2点目といたしましては、高落札率となった要因といたしまして、先ほど水道部でもいろいろご説明あったと思うんですけれども、やはりなかなかコロナの影響であったり資材の高騰だったり、人件費の高騰、あとこちらについては規模が小さい工事でしたので、そのロットと申しますか、例えば、トラックで運んだとしてもいっぱい積みなくてちょっとしか積みなかつたりとか、そういった費用の面でなかなか設計書どおりと申しますか、なかなか合わない部分あるのかなというのも一因になっているのかと思います。

あと最後に、不落随契になった経緯ですけれども、こちらは各お宅の私有地の中に、雨水の貯留施設を造るという工事になっておまして、なかなかこちらは1回不調にして、また再度入札にすると、各ご家庭にいろいろご迷惑がかかりますので、今回は入札回数3回目までいきまして、ある程度、不落随契ができる入札額でしたので、その1、その2ともに業者さんと協議させていただきまして、不落随契で契約を締結したという内容となっております。

以上になります。

○委員長 ありがとうございます。

ご質問等お願いしたいと思います。

○委員 1点、もし分かったら教えていただきたいんですが、先ほど最初の説明で、765件のトータルの流出量抑制ということで7,000トンぐらいが見込まれていると。この事業を継続してやられるということなのかと思うのですが、その目標の流出削減量とか、その辺というのは何か目安というか、計画的にやるのか、ここをまずお聞きします。

○上下水道部下水道課 こちらの計画の位置づけをまずご説明したいと思います。

こちら、計画的には下水道の事業計画に位置づけているという施設でございます。当然ながら、幹線管渠からポンプ場という部分、あとは大規模な貯留施設を含めながら、最終的に貯留施設を組み合わせまして、時間当たり69ミリの雨量まで対応したいというふうに考えているところでございます。ただ、とは言いましても、今現在、ポンプ場、貯留管貯留施設で52ミリまで達しているかという、まだ達していないという状況でございます。

ただ、こういった基幹施設、長い整備の時間とか費用もかかりますので、それをあらかじめ補うという部分で、こちらの貯留施設関係もやっているということでございます。

○委員長 そのほか、ありますか。

○委員 先ほどの説明で、実際に参加できる業者さんは2者くらいしかいないのではというようにお話もちらっとあったんですが、そうなった場合、指名の理由をもう少し、例えば、市内というふうなところでどこまで限定しなければならないのかという問題が競争の中に働くのではないかというのが1つあると考えるのはどうでしょうかということが1つ。

もう一つは、今、七百何十か所ということで非常に箇所数多くて、塩竈という地理的な問題からすると、こういう工事が必須だとすれば、例えば、市内を何ブロックかに分けて、ブロックごと一括発注して参加者を増やすとかといったようなことは、例えば、塩竈市内を3つとか4つとかのブロックに分けて発注する、そういったことはないんでしょうか、どうでしょうか。

○事務局 それでは、まず1点目のご質問にお答えいたします。

今回、7者指名しようとして、実際は2者しか応札者がいなかったということをご説明したんですけれども、我々の発注の考え方といたしまして、例えば、市内をある程度優先、しかも今回は300万、400万円程度の工事でしたので、やはり市内を優先したいという考えがございました。

まず、我々としてはCランクで発注いたしまして、結果、今回は不落随契ということになったんですけれども、仮にこれが不調になった場合ですと、今度はBランクということで、例えば、ちょっと上の市内の業者さんに上げたりとか、それが駄目でしたらAランク、それで駄目でしたら一般競争というような枠の中ではいろいろやって、発注方法といたしましては、市内の保護という観点からもそういった調整しながらの発注という方法を今取っているのが実情でございます。

以上です。

○上下水道部下水道課 発注の件数なんですけれども、震災以前でございますけれども、年間40件とか50件のペースでこういった宅内貯留施設工事を進めてまいりました。ただ、震災以降、どうしても災害復旧だとかそういった事業にシフトしてまいりまして、件数自体が年間3件とか5件とか、そういう数の件数に減ってきているというような状況でございます、なかなかロットで分けるというのは、前は可能だったかと思えますけれども、今は難しい状況になっているところでございます。

○委員 今後は増加するということは見込まれないということですか。

○上下水道部下水道課 今後、こちらの事業をなかなか以前は市民の方からの申込みが結構あったんですけれども、今はやはり、駐車場が狭くなっているとか、建売が多いとか、なかなか申込者、希望する方が少なくなっているというのが実情でございます。

前は本当に持込みで、もう設計持込みで来るという方もいらっしゃるぐらいの状況で、その関係で件数がどんどん伸びてきたというような状況がありますけれども、今はなかなか希望する方が少なくなっているというような実例がございます。

○委員長 ほかありますか。

○委員 一般競争入札が大原則なんですね。ある一定の条件があれば指名でいいと。そのある一定の条件というのは何かというと、一般に市内でも、要は一般にすると大変ですから、コストもかかりますから、発注だから。指名だとコストがあまりね、その分かからないから。どうしても、競争性が確保される。だから指名でいいんですよ。

それから、ランキングA、B、CとあるとすればCでもいい。それは、Cでも競争性が確保されるからCでもいいんですよ。だから、もしCで競争性が確保されなければ、Bにいけばこんな工事なんかやらねえぞといって、ますますもしかして減るかもしれないけれども、一番重要なのは競争性です。だから、競争性が確保されるということを前提にランキング制度、それから指名競争制度があるという、そういう認識が一番重要なと思います。

大体今まで、過去の経験でどうだという、だからそのとおりにやりましたと。ところが、世の中はどんどんどんどん変化しているんですよ。

それから、これも不落随契だけれども、先ほどもう一つ不落随契があって、その前の水道部庁舎工事かな。あれを見ると、かなり当初の向こうの札を入れた金額よりも下がってきて、要はこちらの設定予定価格、それに非常に近いところで不落随契にしたんだから値段的には

いいでしょうというふうに思うかもしれない。

だけれども、じゃあ設計価格が本当に現在の実勢相場を反映しているかという話。何で競争入札させるかという、一応予定価格で、もちろん高度にシステム化されているんですけども、もう予定価格というのは、実はほかの業者さんも、もうみんな知っている。みんな同じプログラムでやっているんですから概ねこうだろうというのが大体予想できるといううわさを聞いたことがあります。本当かどうか分かりません。

ただ、高度にそういったものが均一化されていて、ほぼ予定価格が分かっていると、ほぼね。あとは自分のところでどの程度プラスマイナスやるかというようなところでやっているというふうな話を聞いたことがあります。

そうすると、もしかすると、予定設計価格自体も実勢相場を反映してない可能性がある。とすれば、不落随契でやったけれども、実際の相場よりももっとそれよりも高い金額で落としたんじゃないかというおそれがあるんですよね。だから、そういったものを全部クリアにしてくれるのが複数者、2者、3者の競争入札なわけです。様々な、こっちで一応は予定価格、みんな見積りを出しているけれども、実際はそうじゃなくて、これでやるという人がいるんだから。

今なんかみんな忙しいからいいけれども、もっと10年以上前とか、津波の前ですね。津波の前、仕事がなく、もう皆さん取り合いですよね。そうすると、もう低入ですよ、低入。そうすると、低入基準が幾らかあれだけでも、これで本当にできるのかと。こちらは公共工事だから、ある一定のレベルを持ってもらわないと、とてもじゃないけれども工事発注なんかできないよと。でも、だったらば、組合とか何か組成させてみんなで相互に、それが心配だったら、補完できるような仕組みをつくれればいいんじゃないかということをおもいましたけれどもね。

要は、だから、その時代時代に合った工夫をしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。今までのやり方がそうやっているんだから問題ないんじゃないかではなくて、前提条件が変わってきているんだから、それを反映して、いかに競争性を確保する入札制度をつくり上げていくかというところにご尽力いただければと思います。

すみません、長くなりました。

○委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○事務局 ただいま委員からご指摘がございました。

我々も、常日頃、契約事務に携わっておりますが、競争性が働いていない発注関係というものが、昨年度も非常に散見されております。

市としましては、先ほど委員おっしゃったように、地域業者につきましては、地域、地元の担い手ということでございますので、育成という面も、当然市としては大きな役割を持っていると考えております。そのため、設計金額でいきますと3,000万円以上は広く公募する一般競争入札を採用しております。3,000万円以下については、特殊工事は除きますが、いわゆる一般的な土木工事だとか建築工事については、市内業者に指名をして、広く受注機会の確保をしていただきたいというのが市としての方針ではございます。

ところが、この宅内貯留にしましても、指名はすれども結果として応札すらされないということございまして、このランクについても、実は震災前から点数づけとかが一切変わっていないということも、大きな要因ではないかなと考えております。

時代時代によって社会が変化をするということで、我々もしっかり受けとめまして、発注方法の工夫というものも今後考えていきたいなと考えております。

○委員長 そのほか、お願いします。

○委員 一応、市内と言っているけれども、これは個人的な考えですが、二市三町を1つの経済圏というふうに考えて、まずはね。塩竈市内の事業って県内全部じゃなくて二市三町ですよ。だから、すみません、私、ほら、松島町入札監視委員会もやっているもんだからね。そうすると、工事の規模とか同じような、向こうも、どこだってみんな同じような悩みを抱えているわけですよ。県は県で恐らく悩みを抱えている。地方整備局は整備局で悩みを抱えているんですよ。みんなそれぞれ、やっぱり競争入札を適正にやるためにどうしたらいいんだと。

そういったときに、従来は市内だったけれども、もう二市三町ぐらいまでやってもいいんじゃないかと。そういったものについて、近隣の二市三町同士でお話合いを持って、こういった入札状況を話し合いながら、どうやったら競争性が確保されるかという、そちらもね、みんなそれぞれ市で違っているところもあるでしょうから、そういったところで、お互いにカバーできれば、それで競争性が確保できるのが一番ですから、そういうことで進められたらどうかというふうに思います。

○委員長 ありがとうございます。委員。

○委員 今、せっかく委員からそういうお話があったので、県の場合ですと、ご存じだと思うん

ですけれども、地域ブロックといったところで、やはり、所在している事務所の管轄でまずはやる。あとはその競争性の担保という意味で、そこで業者数が確保できなければ隣接ブロックを含めて拾うと。それで、最終的には全県まで拾う。それでも取れない場合は、全国に広げていく。そういう段階を踏みながらやるというやり方もしています。

それから、先ほどもお話があった低入なんですけれども、実はもう復興事業が収束してきて、低入札の傾向が大分、要はその業者間のたたき合いというのがもう始まっているのかなというふうなのを正直感じているところです。

その一方で、令和元年の台風災害なんかあったときに、やはり一気に仕事量が増えて、技術者が全部そこに張りつくものだからなかなか応札者がいないという事態は県でもあって、私は当時、気仙沼地域にいたんですけれども、そこでやったのは、やはり、発注ロットを拡大するというふうなことをまず考えた。要は、なかなかこういう小規模の工事だけどうまみを感じないんですね、業者さんが。そういったこともあって、ある程度、利潤性というか、その部分が取れるようなことをちょっと考えてあげたりですとか、あとは資料を見せていただきましたけれども、着手日指定、実は県ではもう着手日指定90日というのが標準というふうな取扱いをしています。

先ほど塩竈市さんを見せていただいたら30日ぐらいというふうな形で出されているんじゃないかなと思うんですけれども、そういった工期の融通性というんですか、要は技術者配置をどのように柔軟にやってあげられるかということも、そういった受注機会の確保にはつながると思いますので、ひとつ参考にしていただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。すごく参考になるご意見をいただきました。

○上下水道部下水道課 ご意見ありがとうございます。

着手日指定につきましても、塩竈市でも指定した工事については60日までということで今までしていましたが、今後いろいろと情報収集しながら、エリアの拡大等々も含めて、内部で協議を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 それでは、この件はよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、ご苦労さまでした。

では、ここで10分ほど休憩を入れたと思います。10分休憩ということで、再開は40分にしましょう。お願いいたします。

午後4時30分 休憩

午後4時40分 再開

○委員長 それでは審議を再開いたします。

「令和4年度清掃工場施設運転管理業務委託」について、ご説明をお願いいたします。

○環境課 環境課です。どうぞよろしくをお願いいたします。

私から、「令和4年度清掃工場施設運転管理業務委託」についてご説明申し上げます。

まず、1の業務委託の内容でございます。

市内から収集運搬されました可燃ごみを適正に処理するため、清掃工場の運転管理並びに機械設備等の維持管理を委託するものでございます。

2の業務委託の場所でございます。

記載のとおりでございます。別添の位置図をご覧くださいますと、中央からやや右上のここ、新浜町の水産加工会社付近にございます清掃工場となっております。

恐れ入りますが、資料お戻りいただければと思います。

3の委託期間でございますが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。

次に、4の施設規模などでございます。

(1)の処理能力につきましては、1日当たり90トンの焼却炉が1炉でございます。

(2)炉型式は記載のとおりとなっております。

(3)の竣工年月日は昭和51年5月でございます。築46年を迎える施設でございます。

(4)の年間焼却量でございますが、令和3年度実績で2万189トンでございます。

(5)の運転管理体制でございます。運転管理班1班4人の班が4班ございまして16名でございます。それに日勤班として3人が加わり、総数が19名となっているものでございます。

次に、5の人員体制でございます。こちらは19人のうち、総括責任者を1人及び3班12人の合計13人を業務委託により配置するものでございます。

6の資格要件といたしましては、まず、(1)の総括責任者といたしまして、一般廃棄物処理施設における技術管理者1人を配置すること。(2)といたしまして、クレーン運転の特別教育を修了した者を13人配置すること。(3)その他といたしまして、アーク溶接やガス溶接に係る技能講習修了証などを有する者を各班に1名配置することとしております。

最後に、7の運転管理日数でございます。今年度の見込みといたしまして250日としている

ものでございます。

環境課からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

では、事務局からの説明をお願いします。

○事務局 続きまして、私から契約の概要についてご説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

こちらは設計金額が3,000万円以上ということでしたので、発注方法といたしまして一般競争入札を採用いたしております。

2の参加要件なんですけれども、物品・役務部門の「廃棄物」、または「設備等保守管理」において公告時点において本市の指名参加登録に登録している者。また、2番目といたしまして、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を有する者を配置できるということで、今回、参加要件を設定させていただきました。結果が、入札参加した業者は1者ということになっております。

入札日が令和4年2月16日。落札金額は税抜きで7,200万円。落札率につきましては97.7%となっております。なお、契約の相手方といたしましては、E社となっております。

なお、入札の経過につきましては4ページをご覧ください。4ページの右のほうです。こちらは契約台帳ということで、今回、E社が1回目の入札で落札ということになっております。

続きまして、今回1者となった要因ということでご質問いただいております。その原因といたしましては、こちらも先ほどの土木課の橋梁と同様、一般競争入札ということで、こちらも特に実績を求めず、さらに地域要件を撤廃しまして、全国ということで募集いたしました。にもかかわらず、やはり今回1者になってしまった要因といたしましては、先ほど委員からもご指摘ありました、発注時期の問題だったり、委託の期間が1年ということで、なかなか1年では業者が入ってきにくい現状があるのかなというところを考えておりました。

発注時期等につきましては、今年度からいろいろ改善ということで、早期発注できるように、担当課もいろいろ改善の方向で動いています。以上となります。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の方、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 E社、この会社はいつ組合が創設されて、要は塩竈市内の業者でしょうね。その辺のいきさつといいいますか、E社の生い立ちについて何かご存知のことがあれば教えていただきたい

んですが。

○環境課 まず、設立の年月日ですが、昭和50年代だと思います。正確な数字は申し訳ございません。

まず、こちらの成り立ちでございますが、し尿のくみ取を行っていた収集業者の方々が集まってつくられた組合でございます。現在もし尿のくみ取ですとか、そのほか浄化槽の清掃を行っております。このほか生活ごみの収集も共同企業体がございますが、その一員、構成員となっている企業でもございます。

以上でございます。

○委員 ごみ処理とかそういった業者さん。あと、どこがありましたか。

○環境課 生活ごみの共同企業体、集積所から収集運搬するものがこのE社。あとF社。あとG社。この3つです。

○委員 F社とG社さんは、この業務には全く相入れないのでしょうか。

○環境課 一般競争入札も行っておりますが、こちらに参加ということは今まではございません。

○委員 ちょっと金額も大きいしと思っはいるんですけれどもね。

○委員長 すみ分けでしょうかね。そういった意識をお持ちなんでしょうかね。

今回の中でちょっと私一番引っかけたのがこれなんですよね。何でここだけなのというのが。ですから、その辺の調査というのは、やはり必要なんじゃないかなとは思うんですけれどもね。

○環境課 E社は、これまで長年、この業務を請け負っております。我々も、現在、この業者でなきゃできないというわけではございませんので、この事業者以外にも県内外に同じような清掃工場の管理運営を委託、受託している事業者が当然ございますので、今回の委託に係る予算の積算の際に、他自治体における施設管理運転業務の実績がある業者に対しまして参考見積りなど依頼した経過もございます。

またその際に、入札への参加の可能性などについても聞き取るなど、調査は行ったところでございますが、結果的に、まずは令和4年度のこれも1者という形となっております。

以上でございます。

○委員長 委員の方、いかがでしょうか。

○委員 同種業務ができる方にそういった見積りとかを取られるという感じなんですけれども、全国までこれを広げたという感じなんですよね。例えば、そういった全国レベルまで広げる

のであれば、見積りを取った業者以外に、こういった業務がありますよという周知の仕方とか、その辺はどうやられているのかとか、あとはその辺にちょっと工夫の余地とか、できれば委員の皆さんおっしゃるように、極力そういったところの競争性を考えたときには、参加者がいるのがもちろん望ましいということですので、その辺を今後どう考えられるのかとか、その辺ちょっとコメントをいただきたいんですが。

○環境課 まず、次年度に向けた取組みといたしまして、入札の発注の時期がまず遅くなりまして、準備期間が十分確保できなかつたと。先ほど申し上げましたが、ヒアリングの際にそういった業者さんからの声をお聞きしております。そのために、来年度の契約に向けまして、去年は契約の手続に関する予算といたしまして、債務負担行為の限度額についてがございませう。それを12月定例会で前回はお認めいただきましたが、今年度は9月定例会で1つ前倒して、その提案を行おうとしているところでございませう。それをお認めいただければ、なるべく早めに、10月ぐらいにはこの発注ができるのではないかなと。それでもって準備期間を幾らでも多く取っていただきまして競争性を高めていきたいと、担当では考えています。

以上でございます。

○事務局 あと、2点目の周知のほうなんですけれども、我々といたしましては、建設工事の告示に関しましては、よく建設新聞とかそういったものに載せていただいて、確かに広く周知できるという状況にあるんですけれども、なかなか委託業務の告示になってきますと、周知の方法に関してはホームページに上げるとか、なかなかそういった方法しかないのが現状でして、確かに委員おっしゃられるとおり、告示方法につきましては何かしら、今後、検討が必要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長 そのほか、お願いします。

○委員 単なるアイデアですけれども、単年度契約じゃなくて複数年契約ね。要は、新規の人が参入してくる場合には、仮にですね、そうすると1年じゃちょっと採算取れないよねと。であれば、2年あるいは3年で契約して、そこで複数業者が出てくるのであれば、複数年の予算になっちゃいますけれども、そういったところでやるというのも一つのアイデアかなというふうに思います。

いずれにしても、競争性を確保するためにどうしたらいいか。でも、恐らく長くこの方がやられているんでしょうから、もう既得権として出来上がっちゃっていて、これが取れないと

ということになったら、逆に失業者になっちゃってどうのこうののだとか、いろいろ市としては別の問題が出てこようかとは思いますが、でもやはり入札制度、入札ということからすれば、それはそれということで、またじゃあ3年後、頑張ってくださいとかですね。それが適正な競争かなというふうには思いますけれどもね。そこは難しいところで、私が言うことではございませんけれども。よろしくをお願いします。

○環境課 ありがとうございます。

今回、発注時期を前倒しすることと、あと複数年契約についても検討を一定程度したところでございます。

前回もご説明申し上げましたが、築46年とかなり老朽化しておりまして、突発的に操炉が停止するという事態も想定される施設でございます。複数年で契約の場合、そういった途中で例えば契約を解除しなければならないなどリスクがどうしてもございましたことから、まずは来年度は単年度ですけれども、前倒しで発注時期を早めて行いたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 契約担当、何かございますか。

○事務局 先ほどの広く周知をするというような方法に併せてでございますが、まず発注担当課では、予算を前倒しで設定をしまして、まず発注を前倒しして、十分な準備期間に備えるというものが1点でございます。

2点目としましては、市で実際にこちらを一般競争入札で発注する際でございますが、公募期間を通常よりも長く設定をしたいと考えております。それによって、少しでも興味のなかった他業者さんでも目に入るような形で、まず期間を延ばすということが1つ。

最後に、今、塩竈市に登録のある業者以外の業者もひょっとしたらできる業者というところがあるかもしれません。なので、一般競争入札で公告をする、その前提条件としましては、塩竈市の入札参加登録名簿に記載されている業者という前提はあるんですが、それに併せまして、臨時登録も一緒に受付をしようかなと考えております。

今、公告時点で資格がなくても、同じ時期に臨時登録をすることによって入札参加への門戸が広がるということで、今回は何とか競争性を高めるような取組というものを、発注課と契約担当課が一体となって進めている状況でございます。

○委員長 委員の方、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、こちらの質疑を終わります。

どうもご苦労さまでした。

それでは、続いて「玉川小学校給食運搬業務委託」についてに入りたいと思います。では、ご説明をお願いいたします。

○教育総務課 教育部教育総務課です。よろしく申し上げます。

「玉川小学校給食運搬業務委託」についてご説明いたします。

資料の1ページ目です。

1の業務委託の内容です。

親子給食方式として、第二小学校で調理を行った給食を玉川小学校へ搬送する業務です。児童へ学校給食を遅滞なく安全かつ衛生的な運搬が行えるよう委託するものです。

塩竈市の小中学校には、校舎の中に給食調理室が全てございます。自校方式で給食を調理しております。ただし、玉川小学校には給食調理室がございませんので、第二小学校で玉川小学校の給食を作りまして搬送するというので、この業務委託を行うものです。

2の業務委託の場所は、塩竈市第二小学校から玉川小学校の間になります。

委託期間ですが、令和4年4月1日から令和6年3月31日までです。

4の主な業務内容です。3つございますが、コンテナへの積み込み、その後、第二小学校・玉川小学校間の給食運搬及び使用済み食器等の回収、そして、コンテナの洗浄といったものになります。

運搬日数等は、年間の運搬日数が約180日。1日の運搬食数は約320食となります。

その他といたしまして、業務で使用する車両は受託者が確保します。コンテナ及び食器等は発注者が準備するものを使用することとなっております。

教育総務課からの説明は以上です。

○事務局 続きまして、契約担当から契約の内容についてご説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

発注方法といたしましては、予算額がこちらは1,200万円程度でしたので、今回は指名競争入札とさせていただきます。

指名の理由といたしましては、①といたしまして、県内に事業所を有し、運送で登録がある者が14者、うち、同様の実績のある者ということで5者、今回指名させていただきました。

5者指名させていただいたんですけれども、実際に入札に参加した業者は1者という結果で

ございました。

入札日は令和4年3月10日でございます。落札価格が1,132万3,800円、落札率は100%ということになっております。

契約の相手方といたしましては、H社でございます。

契約の詳細につきましては、4ページをご覧くださいと思います。

H社、1回目の入札で落札ということになっておりました。

今回、委員からいろいろご質問いただいていた件ですが、まず1点目といたしましては、1者入札となった原因ということでございます。こちらにつきましては、8ページ、仕様書にありますとおり、車を各業者さんが準備するという内容になってございます。こちらにつきましては、給食を運ぶということで、普通のトラックでなくて、食品用といいますか、そういったトラックが必要ということで、なかなか実際に持っていらっしゃる業者は少なかったということが実情でございます。

契約担当といたしましても、なかなか各業者さんがどういった車両とかを持っているという情報がないものですから、結果、今回は1者、実際に持っていらっしゃる1者の、毎年取っただけの1者の入札になってしまったという状況でございます。

今後につきましては、こちらはそういう状況でありますことから、なかなか指名というのはこの性質に合わないのかなと考えておりました、今後につきましては、これは2年の契約なんですけれども、2年後につきましては広く一般競争入札するか公募をしながらこの案件を進めていきたいというふうに考えておりました。

2番目でございます。高落札率、100%だったんですけれども、理由といたしましては、通常、我々のほうの予算要求時期ということで、例えば、11月ぐらいに各業者さんから見積りを取りまして予算要求ということにさせていただいております。

今回はあくまで課内決裁において予算要求ということでさせていただいているんですけれども、予算を取りまして実際に発注する時期になりますと、あくまで予算を取った段階、金額は参考の金額ということで、それが実際に発注となると、ある程度精査して、積算書を作りまして発注ということになるんですけれども、実際に予定価格を作った時に見積りは1者しか出してこなかったと、取れなかったという実情もございまして、そういう事情でしたので、なかなか見積りを出してくれる業者が少なかったと。実際の発注時期になりまして、積算書を作るという段階になりまして、こちらとしてもなかなか歩掛りがあるようなものではない

ものですから、業者さんの実際の見積りを参考に積算書を作りました。それで、契約のほうも予定価格を作りまして、実際に応札ということになりまして、こちらの積算といたしますか、結局、参考見積りを出した業者さんが応札ということで、結果は100%になってしまったという実情でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の方、ご意見などありましたらお願いしたいと思います。

○委員 積算書14ページを見ますと、運行費で燃料費月額5万4,000円と、これは最近のガソリン代の値上がりで足が出てないかなというね。何かこういう変動的な金額が動くやつを、それを込み込みで契約を結ぶというのは、お互いにとって不幸というかね。だって、これは2月ですか、作成年月日。今年の2月だとそれなりに上がっていましたかね。でも、もう今160円、170円とか、そういうあれですからね。資材高騰が、逆にこれは2年契約ですよ。そうすると、今度いろいろな資材が値上がりしているから、逆にこれじゃ大変だとかいって、そういった何か特別な、ランニングコストが高騰した場合の何かの補填だとか、そういった制度というものはあるんでしょうか。

○事務局 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、価格等高騰した場合ですけれども、その際は業者さんから、あまりにも請負契約で履行できないという場合は、変更ということで申出があるかと思えます。その申出に対しまして、担当課でいろいろ精査いたしまして、それで、その変更が妥当性があるということであれば変更契約という形で対応させていただくというのが現状であります。

以上です。

○委員長 ほかいいですか。委員、お願いします。

○委員 ちょっとどこまで契約書に盛り込まれているかは確認しなきゃいけないんですが、スライドの適用なんかはどうなんでしょう。多分、受注者からの申出で、価格高騰分がかなりの額になるときに、1%とかの受注者負担は、受注者に負担していただいた上で、それからはみ出た分の価格高騰分はスライド条項を適用して、単価を変更するなどというやり方も、我々、国交省サイドの建設工事の請負なんかだとそういうルールもあるので、何かそういうものがあるといいのかなというふうに聞いていて思いましたけれども。

○事務局 お答えいたします。

現状といたしましては、建設工事ですとそういったこともあるんですけども、なかなか委託業務になってまいりますと、そういった制度は適用しないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長 ほか何か。委員。

○委員 落札率100%ということで、参考見積りを取って1者でそのままという形なんですけど、いわゆる参考見積りを取って、それがそのまま、あまり内部で加工というか、精査されずにそのままいってしまうという例は、率直なところと言ったら失礼ですけども、いろいろあるものなんでしょうか。

○事務局 お答えいたします。

今回の業務につきましては、先ほど申し上げたとおり、一般的に公表されている歩掛り等々あればそれを参考にしまして積算できると思うんですけども、こういった全く特殊な業務委託につきましては、やはり、参考にするのは業者さんの参考見積りであると思います。

通常ですと、やはり、予算要求の段階とかでも1者ではなくて、我々指導しているのは、各担当課で数者、3者ぐらいからしっかり見積りを取りまして、その価格の妥当性を考慮しながらの積算ということで指導はしているんですけども、やはり、実情といたしまして1者しかない、1者しか見積りを取れないということになってきますと、それをある程度参考にしながらの積算書を作ってしまうのかなというのが実情であると思います。

積算書の作成ということでございますが、本来であれば3者なり5者なり、複数の見積りを取って、異常値を排除して平均を取るような、あとは一定程度、基準値であれば最低価格のものを取るとかということが一般的でございます。

予算要求に関しましては、あくまで予算の上限額を決めるということの参考見積りということで認識をしております。これが実際に発注する段階におきましては、そこから、当然、日数もたっているわけですから、その市場価格というのは変動も予想されます。

あとは、参考見積りを取った見積り書に関しては、一式計上となっているものについては、労務単価、歩掛りがないものについては詳しく、本来であれば一式計上の中身を内訳を聞いて確認をしまして、それを市の内部で適正な数量、単価であるのかというのを、本来であればチェックをしなければならないのかなと考えております。

今回は、結果としまして、予算要求のための参考見積りの価格を、それを議会に予算として上程し、その価格でもって、そのまま設計額を策定してしまったということが、1者落札で

100%となった大きな要因ということと考えておりますので、その辺につきましては、改めて全庁的な周知といたしますか、積算書の作成について徹底をしていきたいと考えております。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 今のところに付随しまして、形式的には、こうやって一覧表を見ると指名競争入札でということだけれども、実情を見れば随契ですよ、これはね。実情を見れば。だから、やはり、じゃあ随契とするのであれば、実質上随契なんだから、契約金額の妥当性を自ら、市発注側自ら妥当性を証明しなきゃいけないですね。

一般競争入札、指名競争入札、競争入札をするということは、その金額の妥当性の証明責任は入札者にあるんです。ところが、随契は契約金額の妥当性の説明責任は発注側にあるんです。だから、面倒くさくて、責任がかかるから、みんな随契やりたくない。だから、一般、指名競争入札。でも、それも何度も言いますけれども、複数だったらそれが言えるけれども1者じゃ、ですね。その理由も、もう失ってしまっているということなので、やはり、1者入札の場合だと、その金額の妥当性を説明できないと、1者入札でも相当なんだという、結果がそれでOKなんだという、入札制度を維持しているんだというためには、その金額の妥当性を説明できないと、やはり弱いかなというふうに思います。

○事務局 今後の発注方法というお話でございます。

現状、あくまで指名競争入札ということで、市で指名業者を抽出して行っている状況がありますが、今後は、より広く業者を拾い上げるという意味から、やはり、一般競争入札の採用というのは、それがもう前提になってくるだろうと考えております。

一般競争、しかも時期もちょっと早めの時期で、業者さんが十分に準備ができるような段階で入札公告を行い、一般競争をまずはやってみると。それでも1者しかやはり来ないという場合につきましては、そのときにまた改めて、発注方法について検討してまいりたいと考えております。

○委員長 そのほか、お願いします。委員。

○委員 加えて、可能だったらといったらあれなんですけれども、やはり1者見積りというのは、そこはやはり複数見積り、一般競争にするにしても、そこはやはり努力していただくべきかなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 あとよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

どうもお疲れさまでした。

それでは、続きまして、「医事業務等委託」について入りたいと思います。説明をお願いいたします。

○市立病院事務部医事課 市立病院医事課です。よろしくお願いいたします。

私からは、抽出理由のところにあります業務委託の必要性というところと、1者入札になった要因というところをまずご説明をさせていただきまして、その後、契約担当である業務課から、不落随契というところの説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、医事委託等業務についてですが、そもそも何ですかという話があるのかなと思いますので、簡単に概要をご説明させていただきたいと思います。

これは病院の窓口です。受付の業務から、あるいは外来に患者さんがいらっしゃったときの外来の診療ですね。それに付随する診療後の料金化、その収納、ベッドを持っておりまして、入院患者さんについての診療費の計算とその収納がメインであります。それをレセプトあるいは診療報酬明細書に代えまして、各機関に請求をさせていただくというのが大きな業務になっております。

それに付随しまして、診断書や証明書等、様々なものがございまして、そちらの受付、交付というようなところまでやっております。おおむねこういったところが医事の業務というふうに呼ばれるものとなっております。

こちらにつきまして、やはりある程度の料金化と、あるいは、保険の考え方とか公費の考えという様なものがございまして、非常に専門性の高いものというふうに思っておりますので、こちらについては委託をして、専門業者をお願いをするというふうに考えております。これがまず1点目です。

必要性の2番目としましては、経費の削減という部分も1つ考えております。いわゆる人件費の抑制ですね。業者に委託することによりまして、その辺が非常に効率的に、安価とは言いませんけれども、その辺を抑えられると考えておりました。

今回、1者入札となった理由ということなんですが、我々も一般競争入札ということで広く公募させていただいたんですけれども、最終的には1者というふうになりました。様々な要因があるのかなと思います。仕様の中に合わない、あるいは、やはりある程度の人数の確保というものが必要になってまいりますので、これはかなわないというふうな理由で1者になったものと考えております。

私からは以上になります。

○市立病院事務部業務課 市立病院業務課です。

契約内容についてご説明いたします。

資料の1ページ目、中段以降です。5番目、発注方法及び経過というところでご説明いたします。

契約については、一般競争入札（総合評価落札方式）というところを採用しております。こちらは資料の30ページ以降で準備しております。

今、説明ありましたとおり、入札に応じていただいたのは1者でございました。1者について、それについては、2ページ目、3ページ目に経過が載っておりますけれども、3回入札しましたが落札せず、3回目では0.67%、僅かでございましたけれども達しませんでした。

その後、院内の指名委員会に、部長級の職員が出ておりますけれども、院内の指名委員会にかけまして、不落随契というところで許可をいただきまして、当日中に業者に通知したところでした。

内容につきまして、3回目で0.67%でございましたので、内容見直しというところは特にせず、そのままの仕様、仕様内容に変更なく実施いたしました。5日後、土日を挟んで5日後ですから、実質仕事できたのは金曜日と月曜日の2日間だけでしたけれども、2月9日に応札いただいて、落札率は100%でございました。2月15日に契約を締結したものであるところでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問等ありましたらお願いします。委員、お願いいたします。

○委員 これは、条件の概要の中にある公立病院においてということで、公立病院を条件に入れている。私立の病院と明確に違うということを条件に付さなければならないのかということが第1点です。

あと、一応150床、161床という病床数で150床というふうなことはあるんだろうと思うんですが、例えばこれが100床以上のそういうような事業者さんだったら、やっぱりなかなか難しいことなのかどうかといったような、必ずしも150床というような縛りじゃなくても、いわゆる病院業務というふうな形で塩竈市の市立病院が極めて特色のあるものだというところであるなら、格別、そうでない中で比較するということが不可能なのかということについて、教え

ていただければと思います。

○市立病院事務部医事課 最初の質問ですが、公立病院というところのお話でございますが、こちらについては、今後になるんですけれども、この条項を見直していきたいというふうに考えております。必ずしも公立病院じゃないとできないかというところではございませんので、こちらの条項についてはある必要性はあまりないのかなというふうに考えておりましたので、次回以降、見直しをかけていきたいと考えております。

もう一つの質問ですけれども、規模の縛りというところの話ですけれども、委員おっしゃっていただいたとおり、うちは161床ございます。同等規模の、やはり契約をされている業者さんに縛る理由は、それぐらいの病床でやってきた人員配置というところですね。その配置のところを考慮しております。

その配置をやったことがないところに委託をした場合に、いわゆる兼務というんでしょうか、様々な業務を兼務して人数を当てていくということになりますと、当然ながら質が落ちてくるということが考えられますので、我々としては同規模病院をやったところにお任せをしてやっていきたいという思いがあって、縛りをかけております。

以上でございます。

○委員長 ほかに。委員。

○委員 ちなみに、過去の落札業者というのは、歴史的に10年ぐらい、どういった方が落札されているんでしょうか。

○市立病院事務部医事課 平成21年度からお話をさせていただきますと、この時代はI社というところが入っております。その年、翌契約においてはJ社です。その次がK社が入っています。その後につきましては、現行のL社がずっと継続しております。

以上です。

○委員 L社さんも、旧どこかの系列みたいなところですか。名前が変わっているだけ。

○市立病院事務部医事課 名前が変更になっておりまして、I社が前身です。

○委員 これは入札監視委員会なので、ぜんぜんあれなんですけれども、操業等はどのぐらいなのかとか、事務の作業量がどの程度必要なのかとか、あるいは、要は内部でこれができずに外注にしなければいけないという、病院を運営するのであれば当然こういった受付業務にしろレセプト業務、それから、あとお医者さんとレセプトの内容について検討したりとか、効率的な運用、受付の方はあれだけでも、あるいは事務局のほうですね。いわゆる事務長さ

んは市の職員になるんでしょうかね。

○市立病院事務部医事課 事務長は市の職員になります。

○委員 この外注の方たちというのは、市の職員の業務委託だから、一応、その指揮命令系統の中に入っているという位置づけでしょうかね。

○市立病院事務部医事課 私は医事課に属しているんですが、医事課の人間は、要は病院採用の人間になっておりまして、レセプトとかに精通した人間が今は3名おりますので、そういった人間が業者の監視といたしますか、精度を保つような部分でチェックをするというふうな状況になっています。

○委員 だけれども、こういった業務は外注している。

○市立病院事務部医事課 そうですね。外注の理由として、先ほど人件費というところのお話をさせていただいたんですが、これが、例えば自前の人工でやる場合なんです、例えば大卒の初任給の方を採用した場合、年間約400万円ぐらいかかってくるという計算です。これを現行の委託にした場合は、1人当たり年間300万円というようになっています。

当然ながら、職員ですと、ほかに健康保険であるとか様々な部分がかかってまいりますので、そういうところの抑制というところも考えております。

以上です。

○委員 ちょっと外れちゃうかもしれないけれども、だったら、看護師さんとかいろいろ介護だとか、そういった方も外注にしちゃったほうがいいんじゃないかなという。いや、ここを外注にしていんだったらば、そのほうが効率的だというんだったらばですね。だから、どこまでが内部で、どこからは外注でいいのかという、何かその辺も考えていかないと、この業務を外注することの妥当性といいますか、ある一定の基準もやっぱりちゃんと、何を基準にして考えているんだと。仮に人件費の抑制だとすれば、じゃ正社員として看護師さんとかを雇うんだったらば、でも今は外注のほうが高いかな。

ただ、それも、これはちょっと本題から外れてしまうんだけど、公立病院と私立の診療所、病院等のそういった看護関係の人たちの給与水準の問題ね。その辺が、やはりどうしても公立のほうが高いので、そういったところの圧縮はどうするのか。だから、ちょっとこれは外れちゃいますけれども、ただ、業務委託とするのか、内部でやるのかというのは、やはりちゃんとした基準があって、それと照らし合わせて妥当だという、そういう結論を導かないと、これは受付業務といいますか、そういったものを外部にやっているのは妥当だという

ことをなかなか主張できないようなふうに感じます。やっぱり、何か客観的な基準が、質問されたときに、客観的な基準が必要なんだろうなというふうには思います。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

では、どうもお疲れさまでした。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了したいと思います。

---